

市第37号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 9 月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年 6 月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「第32号」を「第33号」に改め、同項第 2 号中「第 9 条の 4 第 1 項第33号」を「第 9 条の 4 第 1 項第34号」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 令第 9 条の10第 2 号に規定するダイオキシン類 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年 3 月横浜市規則第17号）別表第11に定める許容限度に係る数値

第 6 条第 5 項中「掲げる物質」を「規定するダイオキシン類」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第18条第 3 項）

種 別	排 出 量 割		水 質 濃 度 割
	基 本 額	超 過 額	

	排 出 量	使 用 料	排 出 量	使用料 (1立方 メートルにつ き)	排 出 量	使 用 料
酸・アル カリ・め っき汚水	30立方メ ートルま での分	21,700円	30立方メ ートルを 超える分	760円	1立方メ ートルに つき	2,200円の範 囲内で規則で 定める算式に より算出する 額

(備考)

この表に定める額により算定する額は、排出量割額と水質濃  
度割額とを合算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年11月25日から施行する。ただし、別表第  
2の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市下水道条例別表第2の規定は、  
平成25年4月1日以後の使用に係る下水道使用料について適用し  
、同日前の使用に係る下水道使用料については、なお従前の例に  
よる。
- 3 平成25年4月1日及びその前日を含む下水道使用料算定の基礎  
となるべき使用期間1月に係る汚水の排出量は、各日均等とみな  
す。

提 案 理 由

下水道法施行令の一部改正に伴い公共下水道を使用する場合に除  
害施設の設置等が必要となる水質の基準項目を追加するとともに、  
下水道使用料を改定する等のため、横浜市下水道条例の一部を改正

したいので提案する。

**参 考**

横浜市下水道条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（除害施設の設置等）

第 6 条 継続して次の各号のいずれかの水質の基準に適合しない下水（法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされている下水及び水洗便所から排除される汚水を除く。）を排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 令第 9 条の 4 第 1 項第 1 号から 第 33 号 までに掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合には、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 令 第 9 条の 4 第 1 項第 34 号 に掲げる物質 同号に定める数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合には、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (3) 令第 9 条の 10 第 2 号に規定する横浜市生活環境の保全等に関するダイオキシン類に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）第 34 条第 2 項第 27 号に掲げる物質 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）別表第 11 に定める許容限度に係る数値

（第 4 号から第 14 号まで及び第 2 項から第 4 項まで省略）

5 第 1 項第 3 号に掲げる水質の基準は、横浜市生活環境の保全等

に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）及び横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の規定により、放流水について同号に規定するダイオキシン類に係る排水の規制基準が適用される終末処理場を有する公共下水道に下水を排除する場合に限り適用する。

（第6項から第8項まで省略）

別表第2（第18条第3項）

種別	排出量割				水質濃度割	
	基本額		超過額		排出量	使用料
	排出量	使用料	排出量	使用料 (1立方メートルにつき)		
酸・アルカリ・めっき汚水	30立方メートルまでの分	21,700円	30立方メートルを超える分	760円	1立方メートルにつき	2,200円の範囲内で規則で定める算式により算出する額

（備考）

この表に定める額により算定する額は、排出量割額と水質濃度割額とを合算した額とする。

別表第2（第18条第3項）

種別	排出量割				水質濃度割	
	基本額		超過額		排出量	使用料
	排出量	使用料	排出量	使用料 (1立方メートルにつき)		

市第 37 号

含油汚水	30立方メートルまでの分	1,100円	30立方メートルを超える分	144円		
酸・アルカリ・めっき汚水	30立方メートルまでの分	17,400円	30立方メートルを超える分	610円	1立方メートルにつき	2,200円の範囲内で規則で定める算式により算出する額

(備考) 酸・アルカリ・めっき汚水については、排出量割額と水質濃度割額とを合算した額とする。